八、株式会社内外出版社に対する件

昭和五二年（排）第一三号

排除命令

東京都台東区東上野三丁目三五番五号
株式会社内外出版社
右代表者　代表取締役　清田孝子

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社内外出版社は、購読者を対象に、その発売する雑誌「月刊自家用車」一九七七年一月号において「第一弾　お年玉ビッグプレゼント車名あてクイズ」と、一九七七年二月号において「第二弾　新春プレゼント」と、一九七七年三月号において「第三弾　新春プレゼント」と、一九七七年五月号から一九七七年八月号までの各号において「愛読者ホテル・旅館割引サービス」と称して、それぞれ行った景品類の提供が、次に掲げる告示の規定に、それぞれ違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

㈠　一九七七年一月号において行った行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における懸賞による

景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四四年公正取引委員会告示第一八号）

(二) 一九七七年二月号及び一九七七年三月号において行つた行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項

(三) 一九七七年五月号から一九七七年八月号までの各号において行つた行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第一項

二 同社は、今後一年間、購読者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第一項第一号若しくは第二号又は第二項の景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三 同社は、第一項に基づいて行つた公示について、速やかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一 株式会社内外出版社（以下「内外出版社」という。）は、肩書地に本店を置き、雑誌及び書籍の出版業等を営む事業者である。

二(一) 内外出版社は、昭和五一年一二月一日発売の雑誌「月刊自家用車」一九七七年一月号において、購読者を対象に、「第一弾　お年玉ビッグプレゼント車名あてクイズ」と称して、募集の内容を掲載し、官製はがきに編集に関連するクイズの回答等を記載させ、昭和五一年一二月三一日までの間に応募させて、正解者の中から抽せんにより、自動車用テレビ（四万六八〇〇円相当）一本、腕時計（三万五〇〇〇円相当）二本、カセットカーステレオ（三万五〇〇〇円相当）二本、ガーデンテーブルセット（一万五〇〇〇円相当）五本、部屋履き（九、〇〇〇

円相当）一本等の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

(二) 内外出版社は、昭和五二年一月一日発売の雑誌「月刊自家用車」一九七七年二月号において、購読者を対象に、「第二弾　新春プレゼント」と称して、募集の内容を掲載し、官製はがきに住所、氏名等を記載させ、昭和五二年一月三一日までの間に応募させて、抽せんにより、カセットカーステレオ（三万五〇〇〇円相当）二本、カーステレオ（二万二五〇〇円相当）二本、自動車用バッテリー（一万四〇〇〇円相当）二本、単行本（三、八〇〇円相当）一〇本等の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

(三) 内外出版社は、昭和五二年二月一日発売の雑誌「月刊自家用車」一九七七年三月号において、購読者を対象に、「第三弾　新春プレゼント」と称して、募集の内容を掲載し、官製はがきに住所、氏名等を記載させ、昭和五二年二月二八日までの間に応募させて、抽せんにより、中古自動車（五万円相当）一台を一名に提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

(四) 内外出版社は、購読者を対象に、「愛読者ホテル・旅館割引サービス」と称して、昭和五二年四月一日発売の雑誌「月刊自家用車」一九七七年五月号、同年五月一日発売の一九七七年六月号、同年六月一日発売の一九七七年七月号及び同年七月一日発売の一九七七年八月号の各号に「ホテル旅館割引券」と称する割引券を、それぞれ五枚綴り込み、同割引券を右雑誌各号の発売日から三か月以内に、同社指定のホテル・旅館（二七軒）に持参した場合、右割引券一枚につき大人一名一泊の宿泊料金（約五、〇〇〇円から約二万六〇〇〇円）の二〇パーセントを割り引いた料金で、右ホテル・旅館に優待することを企画し、この企画を実施した。

なお、同社は昭和五〇年一二月一日発売の雑誌「月刊自家用車」一九七六年一月号から昭和五二年三月一日発売の一九七七年四月号までの各号においても、右企画と同様の企画を実施している。

三(一)　前記二(一)の雑誌に募集の内容を掲載して、当該雑誌の編集に関連するクイズの回答の募集を行い、懸賞により景品類を提供する場合、提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがつて、前記二(一)の景品類中自動車用テレビ、腕時計、カセツトカーステレオ及びガーデンテーブルセツトの価額は、この制限を超えるものである。

(二)　前記二(二)及び(三)の雑誌に募集の内容を掲載して、懸賞により景品類を提供する場合、懸賞に係る取引の価額は、四五〇円であるから、提供することのできる景品類の最高額は、九、〇〇〇円である。したがつて、前記二(二)の景品類中カセツトカーステレオ、カーステレオ及び自動車用バツテリー並びに前記二(三)の中古自動車の価額は、この制限を超えるものである。

(三)　前記二(四)の懸賞によらないで、一般消費者に対し、景品類を提供する場合、提供することのできる景品類は、取引額に比してきん少な額の景品類である。しかるに、前記二(四)の景品類の価額は、取引の価額が四五〇円であるから、取引額に比してきん少な額の景品類とは認められないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、内外出版社の行為のうち、

(一)　前記事実の二(一)記載の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「雑誌業における懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四四年公正取引委員会告示第一八号）第三号に該当し、同告示の規定に、

(二)　前記事実の二(二)及び(三)記載の行為は、同法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の

制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に、

㈢　前記事実の二㈣記載の行為は、同法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第一項の規定に、

それぞれ違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五二年九月六日

公正取引委員会

委員長代理委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔